

令和8年度 家庭教育学級の開設について

子どもたちにとって、家庭は安らぎのある楽しい居場所であるとともに、基本的な生活習慣や社会性を身に付ける基盤の場所です。しかし、近年の急激な核家族化や地域とのつながりの希薄化により、保護者が家庭での教育方法について学ぶ機会が減少し、教育力の低下が指摘されています。

このような状況の中、家庭での子どもへの教育について学ぶ家庭教育学級の開設を推進し支援することで、子どもたちの健全育成につなげます。

1. 講師謝金補助について(地域教育連携室)

宗像市教育委員会が奨励する家庭教育学級とは、以下の内容とし、条件を満たすものに関して講師謝金を助成します。

(1) 内容

保護者や地域住民にとって直接家庭の教育力の向上につながる以下の内容

- ・子どもの発達支援
- ・子どもの権利
- ・親子関係
- ・生命の尊重
- ・社会的マナー
- ・メディアに関すること
- ・食育
- ・生活習慣
- ・親子のふれ合い遊び
- ・生きる力

(注) 料理や手芸、ガーデニングのような趣味の講座、ヨガやエアロビクスなど実技だけのレクリエーション講座、アロマセラピーなどの心身のリラクゼーションを目的とした講座等、直接家庭教育力の向上につながらないと判断される事業は講師謝金補助の対象になりません。

(2) 参加者

実施にあたっては、全保護者又は地域住民を参加対象としてください。保護者や地域住民に広く参加を呼び掛けてください。(役員対象や職員研修等は不可)

(3) 実施主体

市内保育所・幼稚園・認定こども園、市立学校PTA、コミュニティ運営協議会(子育てサロンを含む)、子育て支援関係団体

(4) 助成額・助成回数

1回10,000円を上限とした講師謝金を、年間4回まで交付

複数の幼稚園や市立学校 PTA、市立学校 PTA とコミュニティなど合同で講座を開くことも可能です。その場合、謝金の限度額は合算することとし、回数はそれぞれ 1 回ずつのカウントとなります。ただし、謝金単価については、市の規定（別紙）に基づきます。

※例：●合同開催で臨床心理士が講師 → 講師謝金助成額 15,000 円

●合同開催で大学教授が講師 → 講師謝金助成額 20,000 円

※子ども家庭センターや男女共同参画推進センター、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」との講座、は家庭教育学級の講師謝金助成の対象とはなりません。

(5) 講師謝金の申請手続きについて

<市の講師謝金助成を使用する場合>

- ① 謝金の請求を行う講座は、**実施の 20 日前までに家庭教育学級開設企画書**（様式第 1 号）を地域教育連携室に提出し、事業内容について打合せをしてください。
- ② 講師謝金の支払い対象と認められた講座は、講座終了後、速やかに**家庭教育学級実施報告書**（様式第 2 号）、**支払請求書**（様式第 3 号、または 5 号）**支払金口座振替依頼書**（様式第 4 号）をそろえて地域教育連携室に提出してください。
※支払先口座名義が法人の場合は、「様式第 5 号 支払請求書」を利用してください。
- ③ 講師謝金の受け渡しは、講師の指定口座に市から振り込みます。
- ④ 合同で講座を実施する場合は、代表団体の方のみ手続きをしてください。

<市の講師謝金助成を使用しない場合>

状況把握のため、年度内に実施した家庭教育学級すべてについて、講座終了後速やかに**家庭教育学級実施報告書**（様式第 2 号）の提出をお願いします。

2. その他

- (1) 多くの方に家庭教育学級へ参加して頂きたいので、各団体が開催する家庭教育学級のチラシの配布をお手伝いします。
- (2) 講座を企画する際、講師謝金助成の対象有無に迷う事例がありましたら、地域教育連携室までお尋ねください。

【問い合わせ先】

宗像市 教育部 地域教育連携室

小中一貫コミュニティ・スクール係 担当：安部

TEL：0940-36-1169 FAX：0940-37-1525

Mail：tkr@city.munakata.lg.jp